

第9 生活保護等施策

1 生活保護制度

(1) 生活保護制度の目的

日本国憲法第25条第1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しており、この国民の「生存権」を保障するための制度の一つとして「生活保護法」が定められています。

生活保護法第1条（目的）

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

わが国の生活保護制度は、生活保護法第1条に規定されているように、生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としています。

① 最低限度の生活を保障

生活保護法で規定された要件を満たした上で最低限度の生活を保障する制度です。また、保護は個々の世帯の状況に応じて行われるもので、被保護者に対して一律いくらという形で支給されるものではありません。

個々の世帯が最低限度の生活を営むために必要な費用（最低生活費）を、厚生労働大臣が定める基準にしたがって算出し、最低生活費と世帯の収入を比較して、その世

帯の収入だけでは最低生活費に満たない場合で、資産や能力、他の法律による扶助等を活用しても必要な費用が不足するときに、その不足分を保護費として支給します。

② 自立の助長

自立の助長とは、個々の能力等を活用して社会生活に適した生活を営むことができるよう支援していくことであり、生活保護制度においては最低限度の生活の保障とともに重要な目的となっています。なお、ここでいう自立とは、単に就労による経済的自立だけではなく、自分で自分の健康・生活管理ができる日常生活面での自立や、地域社会の一員として充実した生活が送れる社会生活における自立も含まれます。

(2) 生活保護制度の基本原則

生活保護法ではこの制度の基本原則として、保護が国の直接の責任において行われるものであることや国民は保護を無差別平等に受けることができること、さらには国が保障すべき最低生活の水準について規定する一方で、国民の側において保護を受けるための要件を定めています。

☆ 国家責任の原理（生活保護法第1条）

生活に困窮する国民の最低生活保障を国がその責任において行うとともに保護を受ける者の自立助長を図ります。

☆ 無差別平等の原理（生活保護法第2条）

性別や社会的身分などはもとより、生活困窮に陥った原因の如何はいっさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状況だけに着目して保護を行います。

☆ 最低生活の原理（生活保護法第3条）

生活保護制度は、憲法第25条の生存権の保障を具体化するための制度であるため、この制度により保障される生活水準は、「健康で文化的な生活水準」を維持できるものでなければなりません。

☆ 保護の補足性の原理（生活保護法第4条）

生活保護を受けるためには、各自がその能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、その努力をしてもなおかつ最低生活を営むことができない場合に、はじめて保護が行われます。つまり、決して安易に保護が行われるものではないということを制度の基本としています。

2 保護の種類

(1) 生活扶助

生活扶助は、もっとも基本的な扶助で、飲食費や被服費、光熱水費、家具什器費などの日常生活の需要を満たすための費用が支給されます。

(2) 教育扶助

教育扶助は、義務教育の就学に必要な経費で、憲法で義務付けられている小・中学校への就学を保障するものです。

具体的には、就学に伴い必要となる学用品費、教科書に準ずる副読本的な図書を購入費、学校給食費、児童・生徒が学校や教育委員会の実施する校外活動に参加するための費用などが支給されます。

(3) 住宅扶助

住宅扶助は、借家・借間の家賃や、借地の地代のほかに、転居が必要になった場合の敷

金、家屋の修繕費用、畳、建具、風呂などの修理費用などが支給されます。

(4) 医療扶助

医療扶助は、病気やけがで通院又は入院による治療を必要とする場合に、病院の診察代や薬代などの費用、治療を受けるうえで必要な治療用装具の費用などが支給（これらの費用は、原則として、直接医療機関に支払われる）されます。

なお、柔道整復、あんま、マッサージ、はり・きゅうなどの施術の費用も扶助の対象となる場合があります。

(5) 介護扶助

介護扶助は、介護保険法で規定されている要介護状態にある人及び要支援状態にある人が、介護サービスを必要とする場合に、ケアプランに基づいて行われる居宅や施設での介

護費用や福祉用具の購入費用、自宅に手すりなどをつけるために必要な住宅改修費用などが支給（これらの費用は、原則として、直接介護事業者を支払われる）されます。

(6) 出産扶助

出産扶助は、出産のために必要な費用で、分娩の介助及び分娩後の処置などのいわゆる助産のほか、分娩に必要なガーゼなどの衛生材料費用などが支給されます。

(7) 生業扶助

生業扶助は、

- ・ 生計を維持するために小規模な事業を営もうとする場合に必要となる費用

- ・ 仕事に就くために必要な技能を身につけるための費用
 - ・ 高等学校に就学する場合の授業料や教科書などの購入費用
 - ・ 仕事に就くために必要な洋服類などの購入費用
- などが支給されます。

(8) 葬祭扶助

葬祭扶助は、遺体の検案や運搬、火葬または埋葬、その他葬祭のために必要な費用が支給されます。

※ これらの扶助には、各々基準（限度額）やきまりがあります。

3 救護施設

身体上または精神上の障害や病気などの理由で、一人で生活することが困難な人が健康に安心して生活するための施設です。施設では居宅生活に向けた生活訓練などを行います。

☆ 愛の家

- ★ 設置主体：社会福祉法人 北九州市小倉社会事業協会
- ★ 所在地：小倉北区高尾二丁目5-20
- ★ 定員：100人

☆ 第2優和園

- ★ 設置主体：社会福祉法人 福德福祉会
- ★ 所在地：小倉南区大字呼野131-3
- ★ 定員：50人

☆ ひびき園

- ★ 設置主体：社会福祉法人 八健会
- ★ 所在地：若松区古前二丁目26-1
- ★ 定員：100人

4 北九州市の生活保護の状況

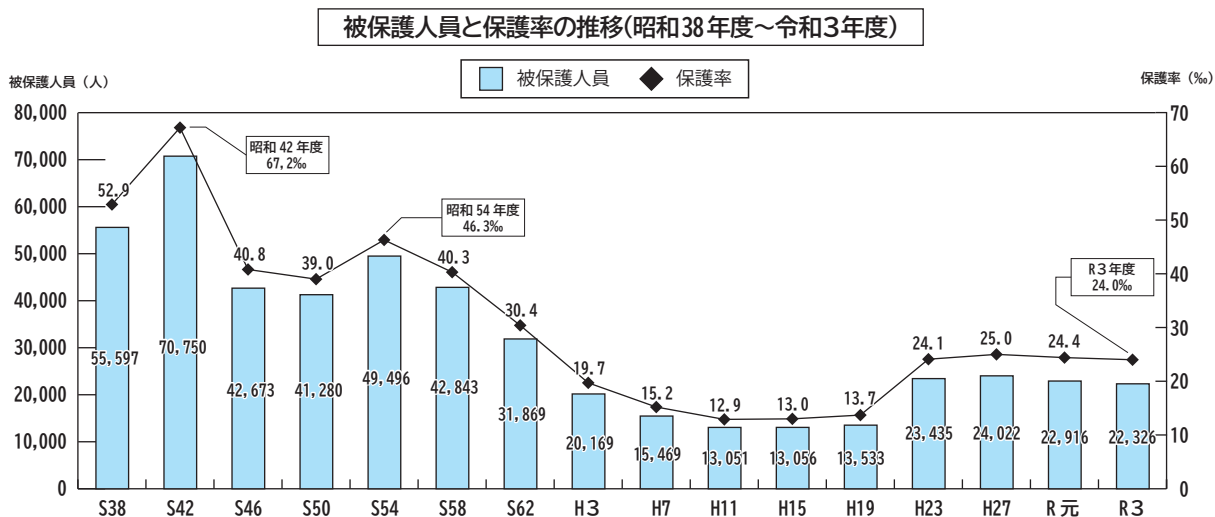
(1) 保護の動向

本市の誕生以前の昭和30年代前半の北九州地方の保護率（人口千人あたりに占める被保護人員の割合・‰パーミル）は、全国平均と同程度か低いといった状況にありました。しかし、昭和30年代半ばを境に石炭産業の斜陽化などにより、被保護人員が急増し、本市が誕生した昭和38年度の保護率は全国平均を大きく上回るようになり、その後も、経済的要因の他に、合併時の市政の混乱、集団陳情等により被保護人員の増加は続き、昭和42年度には過去最高の保護率67.2‰を記録しました。

そこで本市では、昭和42年度から保護の適正化（第1次適正化）を進め、昭和42年4月の保護率69.1‰をピークに、昭和49年10月には38.5‰にまで低下しました。

しかし、2度にわたるオイル・ショックによる経済不況等の影響を受け、再び被保護人員が増加傾向に転じ、昭和54年には保護率が46‰台までに達し、また、暴力団関係ケース等の不正受給が目立ったため、第2次適正化に着手しました。その結果、昭和59年5月には本市発足以来最低の保護率（38.4‰）となり、その後も景気の上昇や基礎年金制度の導入などの経済的・制度的要因もあいまって、被保護人員は減少し13‰前後の保護率で推移してきました。その後は、平成20年秋以降の急激な国内景気・雇用情勢の悪化に伴い再び増加しましたが、景気の回復や就労自立支援の取組みなどにより、近年は落ちついた状況で推移しています。

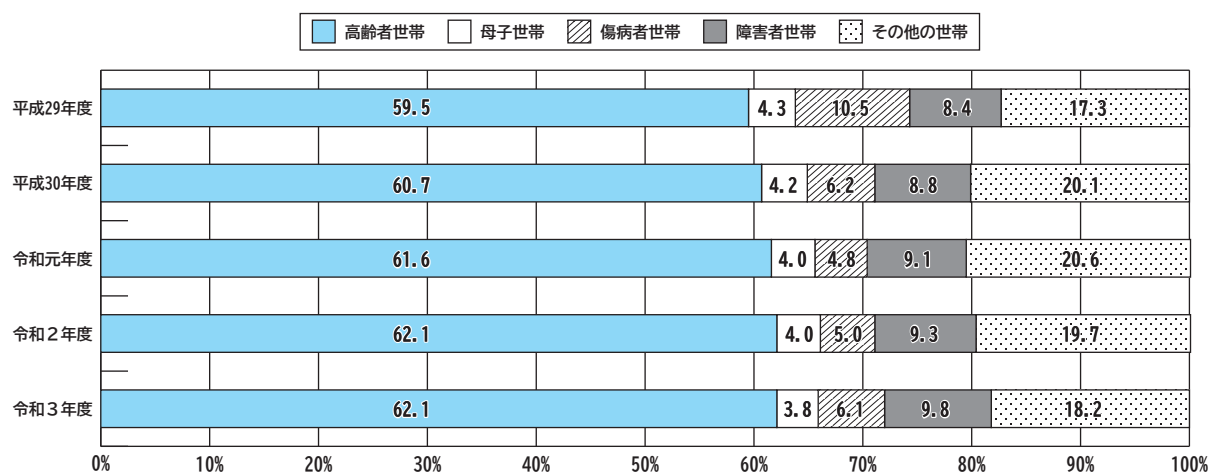
● 本市の被保護人員と保護率の推移（年度平均）



(2) 被保護世帯の状況

被保護世帯を世帯類型別の割合で見ると、高齢世帯の割合が年々増加する傾向にあり、平成30年度には、その割合は6割を超えました。高齢化の進展により、この傾向は今後も続くものと見込んでいます。

● 世帯類型別構成比の推移（年度平均）



※ 端数の関係で、合計が100とならない場合がある。

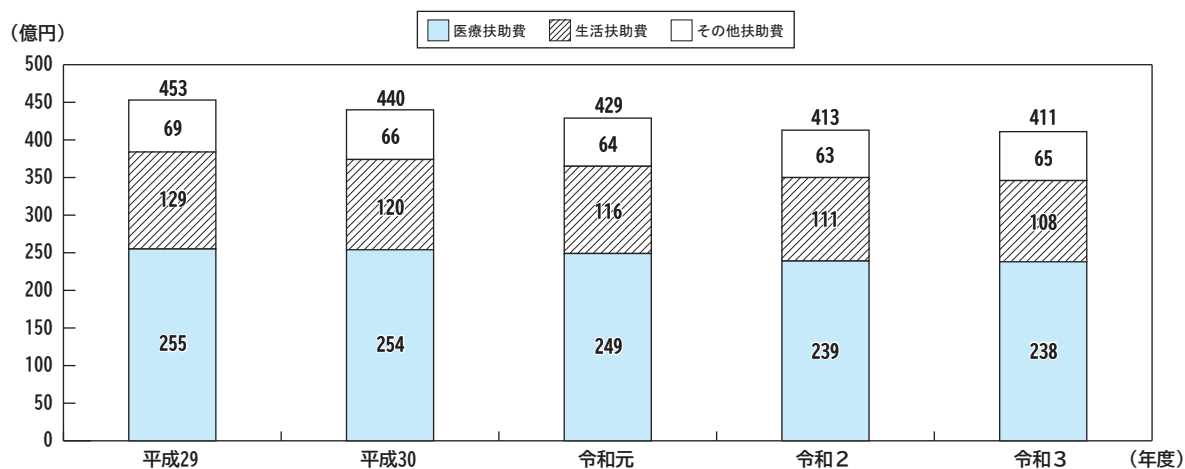
(3) 生活保護費の状況

平成20年秋のリーマンショック以降の景気・雇用情勢の悪化による被保護人員の増加に伴い、本市の生活保護費は増加傾向にありましたが、ここ数年は落ちついています。

これは主として雇用情勢の緩やかな回復の影響に加え、積極的な就労自立支援や医療扶助の適正化の取組み、不正受給対策等の効果によるものと考えられます。

なお依然として医療扶助費の生活保護費全体における割合は大きく、5割以上を占めています。

● 扶助費別決算額の推移



5 就労自立支援対策・医療・介護扶助の適正化及び生活保護の不正受給対策について

(1) 生活保護受給者に対する就労自立支援対策

平成 20 年秋以降、失業等を理由に生活保護となる世帯が増加する中で、次のような就労自立支援に取り組み、多くの就労開始者・増収者を出し自立に結びつけています。

① 民間キャリアカウンセラー等による支援

専門知識や経験を持つ民間人材を活用した効果的な就労支援を行っています。また、求人開拓員が求人を独自に開拓し、直接、それぞれの受給者に合った仕事を紹介しています。

② 就労意欲喚起の取組み

長期離職中等により就労意欲が低下している受給者に対し、協力企業での職場体験を活用する等、就労意欲の喚起を図っています。

③ 就職支援セミナーの開催

履歴書の書き方や面接技法等を学ぶセミナーを独自に開催しています。

④ ハローワークとの連携

受給者等を対象とした「ハローワークの常設窓口」を区役所内に設けたり、ハローワークからの巡回相談により連携強化に努めています。

(2) 医療・介護扶助の適正化

各区の医療・介護適正化担当係長を中心に、社会福祉士、看護師、ケアマネジャー等の専門職を積極的に活用しながら、医療・介護扶助の適正化を推進しています。

① 精神障害者等長期入院患者退院促進事業

社会福祉士がケースワーカーと連携を取りながら、医療機関・受け入れ施設等と調整を行い、長期入院患者の退院促進に努めています。

※ 社会福祉士 2名

② 頻回受診等指導事業

看護師が診療報酬明細書を点検し、頻回受診、重複受診等の不適切な受診行為を把握し、適正受診を指導しています。

※ 看護師 11名

③ 被保護者健康管理支援事業

平成 30 年の生活保護法改正により創設されました。

福祉事務所が健診等のデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進しています。

④ 介護扶助適正化事業

ケアマネジャーがケアプラン等をチェックし、適正な介護サービスが提供されているか検討しています。

※ ケアマネジャー 8名

(3) 生活保護受給者に対する不正受給対策

届出の義務を説明することや調査の徹底により、不正受給の未然防止・早期発見・厳正な対処に努めています。

① 「不正受給防止のしおり」の配布

年1回以上全受給世帯に配布し、届出義務の徹底を図っています。

② 「課税調査」の徹底

毎年、課税資料と受給者から提出された収入の申告とを照合し、未申告の収入の発見に努めています。

③ 「生活保護適正化推進調査チーム」の設置

(東部チーム (TEL直通 093-582-3412)
西部チーム (TEL代表 093-642-1441 (内線420)))

不正受給防止対策官(警察OB)の下に適正化調査員を配置し、「生活保護適正化推進調査チーム」を設け、不正受給が疑われるケースの調査等の徹底を図っています。また、警察等関係機関との連携強化を図り、悪質な案件については告訴等の検討を行っています。

6 ホームレス対策

(1) ホームレス対策への取組み

本市のホームレス対策は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、本市が策定した実施計画に即して施策を推進しています。これまでの取組みの結果、本市のホームレス数は大幅に減少し、その多くが就労自立するなど、成果があがっているところです。

(2) ホームレスの現状

平成16年9月の自立支援センター設置以来（434人）、ホームレス数は減少を続けてきましたが、平成19年頃から減少傾向は鈍化し、横ばい状態で推移（180人前後）してきました。平成20年秋以降の雇用情勢の悪化等により、一時は増加に転じましたが、再び減少傾向になっています。

● ホームレス数の推移（人）

調査時期	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月	平成31年 3月	令和2年 3月	令和3年 3月	令和4年 3月
人数	101	90	82	68	65	62	66	55	52	54

(3) 自立へ向けた支援

① ホームレス自立支援センター北九州（平成16年9月開所）

北九州市内で自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされている方に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導などを行い自立の意欲を喚起させるとともに、職業相談などを行うことによりホームレスの就労による自立を支援しています。

☆ 所在地：小倉北区大門一丁目6番48号

☆ 定員：50人

☆ 利用期間：原則として6ヶ月以内

② 巡回相談指導事業

巡回相談指導員がホームレスの生活する場所などを巡回し、本人と直接面接して、生活相談・健康相談などを行い個々のホームレスの実態を把握します。

自立支援センターや各種福祉施設の入所案内など必要な助言を行うほか、関係機関との連携を図り自立に必要な支援を行っています。

③ 北九州市ホームレス自立支援推進協議会

ホームレス問題に関する協議・調整などを行い、自立支援施策の推進を行政と市民・民間との協働により実現することを目的に設置しています。実施計画の推進に関することやホームレス問題の理解促進に関することなどについて、行政と市民・民間の連絡調整、情報交換及び意見交換を行っています。

7 生活困窮者自立支援制度

(1) 生活困窮者自立支援制度

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

そのため、生活困窮者の自立に向けた支援が確実に実施されるよう、新たな生活困窮者自立支援制度の創設を目的に「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月から施行されました。

この法律に基づく新しい支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者の課題を包括的な相談で把握し、生活困窮者の活動的な社会参加と就労を支援しながら、その生活向上を図り、地域の活力、つながり、信頼を強め、生活困窮者すべての社会的経済的な自立と生活向上を目指すものです。

本市では、平成26年度に小倉北区においてモデル事業を試行し、平成27年4月から各区役所にいのちをつなぐネットワークコーナーを開設しました。

常駐する相談支援員が、様々な理由で経済的に困りの方のご相談をお聞きし、各種関係機関と連携しながら、共に考え、それぞれの状況に応じた支援を行うなど、市内全区において「北九州市生活困窮者自立支援事業」を実施しています。

(2) 生活困窮者自立支援事業の概要

各区役所保健福祉課の相談窓口で、以下の事業を実施しています。

事業名	概要
自立相談支援事業	生活困窮者の課題の把握、支援計画を踏まえた包括的な支援、地域のネットワークづくり等を実施します。
住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方を対象に、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を実施します。
就労準備支援事業	一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を実施します。
家計改善支援事業	家計収支全体の改善のため、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を実施します。
居住支援事業	自立相談事業の相談者について、賃貸住宅の入居、居住に関する支援を実施

(3) 生活困窮者自立支援各事業の実績（令和3年度）

各区役所保健福祉課の相談窓口に来所又は、電話で相談を受けた実績です。

自立相談支援事業	5,324名
住居確保給付金	312名
就労準備支援事業	34名
家計相談支援事業	497名

8 生活福祉資金

生活福祉資金貸付

☎ 北九州市社会福祉協議会 生活福祉資金相談コーナー（Tel 8 8 2 - 4 4 0 5）

実施主体：福岡県社会福祉協議会

低所得世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として総合支援資金や教育支援資金などの資金貸付を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等による減収で、生活資金にお困りの世帯に対する特例貸付の相談や申請受付も令和2年度から行っています。

●生活福祉資金の貸付件数

（単位：件）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
201	207	112	98